

資料5

児童虐待の早期発見のために

青森市保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ

令和5年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

1 児童虐待について

児童虐待とは、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待の防止等に関する法律では、保護者が18歳未満の児童に対して行う次の4つの行為を児童虐待と定義しています。



種類	内容
身体的虐待	例: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	例: 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト (養育の放棄)	例: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても受診しない など
心理的虐待	例: 言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、子どもの面前で家族に対する暴言暴力(DV) など

1

児童虐待は、子どもに対する重大な権利侵害です。

児童虐待防止法では、保護者が18歳未満の児童に対して行う4つの行為を児童虐待と定義し、児童への虐待を禁止しています。

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待があります。

2 虐待を受けた子どもへの影響

◆身体の成長に影響

- ・身体の発育が悪くなり、体力がなく病気がちな子どもになることがあります。
- ・脳の萎縮や変形など、脳の発達に影響を及ぼすことがあります。

◆心の発達に影響

- ・他人を信頼することができなくなり、攻撃的になることがあります。
- ・自分が悪いから虐待されていると考え、自尊心が持てなくなり、自暴自棄になることがあります。
- ・集中力や意欲に欠けることがあります。

◆子どもの将来に影響

- ・将来、自分の子どもを虐待することがあります。



2

児童虐待は、子どもに大きな影響を及ぼします。

子どもの身体の成長、心の発達などに悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。

3 しつけと体罰

親による子どもへの体罰は法律で禁止されています。

(児童福祉法等の改正法により令和2年4月1日から施行)

しつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛又は不快感を引き起こす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があり、体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。



3

「体罰」は法律で禁止されています。

たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、禁止されています。

4 教育・保育施設等へのお願い

①発見・気づき

親子の関わり方や子育ての様子、子どもの身体的な状況や行動・発達面の様子を観察する中で、虐待あるいは虐待に至る前の心配な状況を発見する場合があります。

<児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項>

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。



4

お願いしたいことが4つあります。

一つ目は、発見と気づきです。

教育・保育施設等は、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待や変化を発見しやすく、保護者等が相談しやすい等の強みがあります。

4 教育・保育施設等へのお願い

②相談・通告

虐待あるいは虐待に至る前の心配な情報を発見した場合は、組織内で情報共有を行い、児童相談所、又は、市に相談・通告してください。

また、連続して欠席している場合も、虐待の可能性を視野に入れ、早めにご相談ください。

施設だけで解決しようとせず、対応についても相談ください。

＜児童福祉法 第25条＞

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

＜児童虐待の防止等に関する法律 第6条＞

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。



5

二つ目は、相談・通告です。

虐待が疑われる様子に気づいたら、組織内で情報共有を行い、児童相談所や市に相談・通告してください。

また、施設だけで解決しようとせず、対応についても相談ください。

4 教育・保育施設等へのお願い

③継続的な支援

子どもが登園を続けられるよう、継続して子どもの心身の観察や声掛けなどの支援をお願いします。

また、関係機関が連絡を取りながら情報を共有し、支援するこ
とが大切です。

<児童福祉法 第25条の2第2項>

要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。



6

三つめは、継続的な支援です。

子どもが登園を続けられるよう、継続して子どもの心身の観察や声掛けなどの支援をお願いします。

また、関係機関が連絡を取りながら情報を共有し、支援に取り組むこ
とが大切です。

4 教育・保育施設等へのお願い

④保護者への周知

施設が児童相談所や市へ通告した後に、施設を責める保護者がいます。

施設は通告する義務があることをあらかじめ保護者へ伝えておくことで、対応がしやすくなります。

例えば、施設からのお便りなど何らかの機会を捉えて、児童虐待に対する施設の方針を示したり、施設から助言指導を行っても、不適切な養育が続く場合には、児童相談所や市に報告しなければならないことを前もって保護者に伝えておくなどが考えられます。

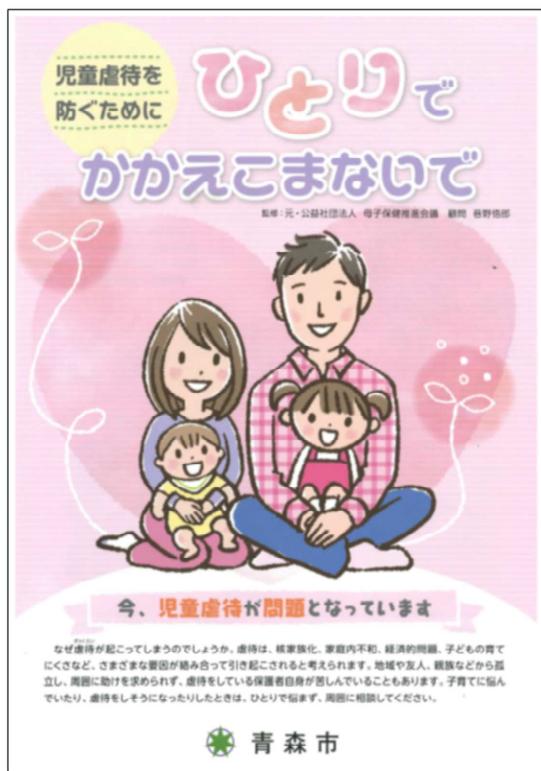
<児童虐待の防止等に関する法律 第5条第5項>
学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、
児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。



7

四つ目は、保護者への周知です。

4 教育・保育施設等へのお願い



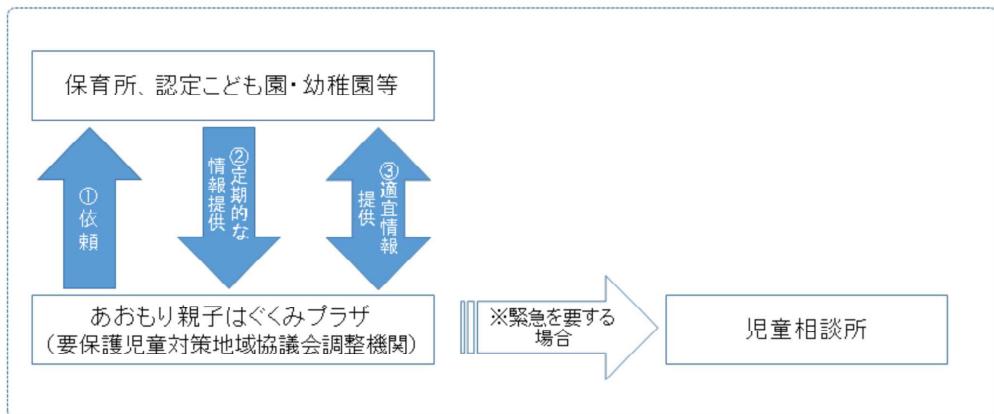
8

令和5年度は、各園の御協力を得て、各家庭へ虐待防止を啓発するチラシを配付いたしました。また、このチラシを各園に備付けいただき、通年にわたり周知に御協力くださいますようお願いいたします。

5 対象児童等に関する定期的な情報提供

本市において児童虐待ケースとして登録され、学校等（幼稚園含む）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児について、対象児童等の定期的な情報提供のご協力をお願いしています。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成31年2月28日付け30文科初第1618号）



9

本市において児童虐待ケースとして登録され、学校等（幼稚園含む）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児について、対象児童等の定期的な情報提供のご協力をお願いしています。

6 児童虐待に関する相談先

虐待を受けたと思われる子どもや気になる家庭がありましたら、
**子どもの利益を一番に考え、ためらわずにすぐに
相談・通告してください。**

相談者や相談内容に関する秘密は守られます。

- あおもり親子はぐくみプラザ 電話 017-718-2975
- 子ども虐待ホットライン
(青森県中央児童相談所) フリーダイヤル 0120-71-6552
- 青森県中央児童相談所 電話 017-781-9744
- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189 (いちはやく)

【参考】「保育者向けの虐待防止のための研修用ワークブック」

<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/gyakutai.pdf>

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

10

児童虐待に関する相談先です。

虐待を受けたと思われる子どもや気になる家庭がありましたら、**子どもの利益を一番に考え、ためらわずにすぐに相談・通告してください。**
相談者や相談内容に関する秘密は守られます。